第三十条の四第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。

第三十条の四を第七十八条とし、同条の次に次の三条を加える。

（内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備）

第七十九条　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉施設内における溢水（以下「内部溢水」という。）が発生した場合における発電用原子炉施設の保全のための体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。

二　内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。

三　内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関する措置を講じること。

四　内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。

五　前各号に掲げるもののほか、内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。

六　前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。

（重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備）

第八十条　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において、重大事故に至るおそれのある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」という。）が発生した場合における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。

二　重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員（以下「対策要員」という。）を配置すること。

三　対策要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。

四　重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。

五　重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項を定め、これを対策要員に守らせること。

イ　重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。

ロ　重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。

ハ　重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。

ニ　重大事故等発生時における原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。

六　前各号に掲げるもののほか、重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。

七　前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。

（大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備）

第八十一条　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）が発生した場合における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。

二　大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。

三　大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。

四　大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。

五　大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項を定め、これを要員に守らせること。

イ　大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。

ロ　大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。

ハ　大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。

ニ　大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位（ナトリウム冷却型高速炉にあっては、液位）を確保するための対策及び燃料体の損傷を緩和するための対策に関すること。

ホ　大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。

六　前各号に掲げるもののほか、大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。

七　前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。

第三十条の三を削る。

第三十条の二第一項中「法第三十五条第一項」を「法第四十三条の三の二十二第一項」に、「原子炉に」を「発電用原子炉に」に、「原子炉の」を「発電用原子炉の」に改め、「の各号」を削り、同項第一号中「構造物」の下に「、研究開発段階発電用原子炉及びその附属設備の位置、構造及び設備の基準を定める規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第九号。以下「研開炉設置許可基準」という。）第二条第二項第十号に規定する重大事故等対処設備（同規則第三十九条第一項に規定する常設設備に限る。）を設置する同規則第二条第二項第十号に規定する重大事故等対処施設に属する機器及び構造物」を加え、同条第四項中「前三項」を「前四項」に、「法第四十三条の三の二第二項」を「法第四十三条の三の三十二第二項」に、「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項第一号又は前項」を「第八十七条第一項第十号の発電用原子炉の運転期間を変更する場合その他前三項」に、「第一項第二号又は前項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「法第三十五条第一項」を「法第四十三条の三の二十二第一項」に、「原子炉に」を「発電用原子炉に」に、「原子炉の」を「発電用原子炉の」に、「三十年を経過した日以降十年を超えない期間ごと」を「四十年を経過する日まで」に、「前項第一号に規定する」を「前項に規定する安全上重要な機器等並びに前項各号に掲げる機器及び構造物の」に、「長期保守管理方針」を「次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間において実施すべき当該原子炉施設についての保守管理に関する方針」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該発電用原子炉設置者が法第四十三条の三の三十一第二項の規定による認可を受けた場合　における当該認可を受けた延長する期間が十年を超える場合　延長する期間

二　前号に掲げる場合以外の場合　十年

第三十条の二第二項の次に次の一項を加える。

3　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、運転を開始した日以後四十年を経過した発電用原子炉に係る発電用原子炉施設について、発電用原子炉の運転を開始した日以後四十年を経過した日以降十年を超えない期間ごとに、第一項に規定する機器及び構造物の経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、十年間に実施すべき当該発電用原子炉施設についての保守管理に関する方針を策定しなければならない。